

—— JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. ——

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価の結果を公表します。

## Vena Energy の グリーンファイナンス・フレームワークに対して Green 1(F)を付与

評価対象： Vena Energy によるグリーンファイナンス・フレームワーク

### <グリーンファイナンス・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1(F)
グリーン性評価（資金使途）	g1(F)
管理・運営・透明性評価	m1(F)

### 第1章: 評価の概要

Vena Energy（当社）は、シンガポールに本社を置き、アジア太平洋地域において太陽光、風力発電事業を行うプロジェクト会社に出資する法人である。Vena Energy や傘下のプロジェクト会社を含むグループ全体（Vena Energy グループ）の連結総資産は18年末で56.1億米ドルに上り、アジア太平洋最大の独立系再生可能エネルギー発電事業者（IPP）となっている。12年の設立以来、アジア太平洋各国の太陽光、風力発電事業に積極的に参入しており、高い事業運営能力の下、18年末時点で7カ国において出力合計2GW超の太陽光および風力発電所を傘下のプロジェクト会社を通じて保有している。世界有数の独立系インフラ投資ファンドであるGlobal Infrastructure Partners（GIP）が18年にVena Energyの前身であるEquis Energyを買収し、現名称に変更の上、Vena Energyグループのメインスポンサーとなっている。買収にあたっては、カナダ最大の年金基金の一つであるPublic Sector Pension Investments（PSP）、中国の政府系ファンドであるChina Investment Corporation（CIC）の3者からなるコンソーシアムが形成された。コンソーシアムの出資比率は非公表であるが、GIPの出資比率が過半数を占める。

今般の評価対象は、債券又は借入金等の手段により調達する資金を、環境改善効果を有する資金使途に限定するために、Vena Energyが定めたグリーンファイナンス・フレームワークである。当該フレーム

ワークがグリーンボンド原則（2018年版）、グリーンボンドガイドライン（2017年版）及びグリーンローン原則に適合しているか否かの評価を行う<sup>1</sup>。

当社が定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（以下、「本フレームワーク」）では、グリーンボンド又はグリーンローンで調達した資金は、1.太陽光発電、2.洋上・陸上風力発電、3.水力発電（15MW未満の小規模水力の新設又は20MW超の既存の大規模水力発電の改修）に対する新規投資及びリファイナンスに充当される予定である。JCRでは、当該資金使途は、再生可能エネルギーとして脱炭素化に資するグリーンプロジェクトであり、環境改善効果が高いと評価している。上記発電施設建設、運営に際して想定される環境社会面への負の影響については、IFC Performance 基準<sup>2</sup>等の国際基準に準拠し、最小化する体制を確保していることから、負の影響が環境改善効果を上回る蓋然性も低い。

当社はグリーンプロジェクトの選定基準や実際の選定、レポート等々を監督するサステナビリティ委員会を設立したこと、調達した資金を別口座で分別管理し、充当計画レポートを国別・資産別に毎年公表予定であること、インパクトを測るKPIについても適切な設定がなされていることから、JCRでは当社が強固な管理運営体制を構築し、グリーンボンド・グリーンローンに関して高い透明性を有していることを確認した。

この結果、今回の評価対象となるグリーンファイナンス・フレームワークは、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき；「グリーン性評価（資金使途）評価」を”g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を”m1(F)”とした。この結果、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を”Green1(F)”とした。詳細な評価結果は次章にて詳述する。また、本フレームワークはグリーンボンド原則、環境省によるグリーンボンドガイドラインおよびグリーンローン原則において求められる項目について基準を満たしているとJCRは評価している。

1 グリーンボンド原則、グリーンボンドガイドラインならびにグリーンローン原則は、それぞれ国際資本市場協会（ICMA）、日本の環境省、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）及びアジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）が自主的に公表している原則であって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点においてグローバルに統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照してJCRでは評価を行う。

2 IFC Performance Standard (2012年版)とは、事業会社が持続可能な開発を行うことをコミットするために設けられたリスク管理基準。

## 第 2 章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

### 評価フェーズ 1 : グリーン性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状及びそれに対する JCR の評価を踏まえ、本フレームワークの資金使途の 100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1(F)』とした。

#### (1) 評価の視点

本項では、最初に、フレームワークで定められたグリーン適格クライテリアが明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトであるか否かを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標 (SDGs) との整合性を確認する。

#### (2) 評価対象のフレームワークと JCR の評価

##### <資金使途に係る本フレームワーク>

Vena Energy (「当社」)では、グリーンファイナンス・フレームワーク (本フレームワーク) において、調達資金の使途を以下の通り定めている。

グリーン適格分類	資金使途
再生可能エネルギー	<p><b>1. 水力:</b> 河川水流利用、小水力 (15MW 未満(CDM<sup>3</sup>定義)) 温帯地域における既存の大規模水力 (20MW より大きいもの)、 大規模水力システムのリパワーリング (改修)</p> <p><b>2. 太陽光発電:</b> 太陽光発電設備、集光型太陽熱発電に係るインフラストラクチャー、 製造、発電所までの送電線</p> <p><b>3. 風力発電:</b> 洋上・陸上風力発電施設、インフラストラクチャー、製造、 送電線</p>

##### <本フレームワークに対する JCR の評価>

#### a. プロジェクトの環境改善効果について

- i. 資金使途として本フレームワークで掲げられたグリーン適格事業は、太陽光発電、風力発電及び水力発電事業などの再生可能エネルギー事業であり、環境改善効果が高い

当社が資金使途としているのは、再生可能エネルギー関連施設に対する新規投資及びリファイナンスである。風力発電・太陽光発電及び水力発電は化石燃料を代替することで CO<sub>2</sub>削減効果を有するクリーンなエネルギーである。2016 年 11 月に発効したパリ協定では、今世紀後半に人為起源の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを掲げており、「脱炭素」を目指すためには風力発電・太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及が不可欠である。風力発電・太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入は、パリ協定が目指す脱炭素社会の構築に貢献し、環境改善効果が高い。水力発電については、十分な環境社会リスクへの配慮が必要であるが、一定の基準を満たす既存の大規模水力発電の維持管理、改修及び小規模水力発電については、グリーンプロジェクトとしての適格性が

3 気候変動枠組条約京都議定書に定めるクリーン開発計画 (Clean Development Mechanism)

国際的に認められている。当社では、再生可能エネルギー事業の適格基準を Climate Bonds Initiative<sup>4</sup>が定める Climate Bonds Standards (気候変動債基準)<sup>5</sup>に拠っており、再生可能エネルギーセクターの基準について重要な変更・改訂があった場合はそれに従うこととしている。<sup>6</sup>

後段で詳述の通り、環境・社会に対する負のリスクを適切に回避し、環境・社会配慮が十分になされた事業運営を行うため、プロジェクトの投資承認のための審査、デューデリジェンス、開発、建設、運営の各段階について、環境社会マネジメントプラン (Environmental & Social Management Plan “ESMP”) 及び必要に応じ改善計画(Corrective Action)を実施しているほか、ESMP に基づき、環境社会マネジメントシステム (Environmental, Social, Management System (“ESMS”)) を構築、実施している。当社はアジア太平洋地域 7 か国で再生可能エネルギー事業を実施しているが、プロジェクト開発を効率よく実施するため、各事業のデューデリジェンスを含む ESMP 及び ESMS は、各国に配置された現地法人の権限で実施し、必要に応じ改善策がとられる仕組みとなっている。ただし、事業の実施や継続に係る重要事項については、本社まで報告が上がることとなっている。

18 年 12 月 31 日時点の当社のグリーン適格資産は、操業開始済み 43 件、建設中 14 件、着工準備完了 13 件から構成される。建設中案件および着工準備完了案件は 21 年にはすべて完工し、合計 70 件の発電所が稼働する予定である。ポートフォリオの分散度合をみると、発電所別では 18 年 EBITDA ベースで太陽光 68%、風力 32%となっている。発電所の所在国は日本、インド、フィリピン、タイ、インドネシア、台湾、オーストラリアの 7 カ国に分散する。当社は、今後も太陽光発電及び風力発電を主体とし、アジアにおけるポートフォリオの拡大を企図している。

- ii. 資金使途は、グリーンボンド原則、グリーンローン原則または環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち、「再生可能エネルギー」に該当する。

## b. 環境に対する負の影響について

当社は、IFC Performance Standard で定める以下の 8 つの基準に基づき、個々の事業について持続可能な開発を行うためのリスク評価・管理を行っている。

パフォーマンス基準 1	環境社会リスク及びインパクトの審査と管理 (Assessment and Management of Environmental and Social Risks and Impacts)
パフォーマンス基準 2	労働環境 (Labor and Working Conditions)
パフォーマンス基準 3	資源の有効利用と汚染防止 (Resource Efficiency and Pollution Prevention)
パフォーマンス基準 4	コミュニティの健康、安全保障 (Community Health, Safety, Security)
パフォーマンス基準 5	土地収用と非自発的再定住 (Land Acquisition and involuntary resettlement)
パフォーマンス基準 6	生物多様性の保全と持続可能な生物管理 (Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources)
パフォーマンス基準 7	先住民 (Indigenous Peoples)
パフォーマンス基準 8	文化遺産 (Cultural Heritage)

4 Climate Bonds Initiative (CBI) は 2010 年 12 月に設立された低炭素経済に向けた大規模投資を促進する国際 NPO である。CBS (Climate Bonds Standard) は、投資家や政府が低炭素投資を行う際のスクリーニングツール。

5 <https://www.climatebonds.net/files/files/cbi-green-climate-definitions-v1.2.xlsx>

6 例えば、CBI は、改定案に対する意見募集を、2019 年中に実施予定としている。

当社ではまた、IFC パフォーマンス基準及び世銀グループが策定している環境健康社会ガイドライン（Environment, Health, Social Guidelines<sup>7</sup>）に基づき、環境面のみならず労働者の安全面にも十分な配慮を行っている。この中には、廃棄物処理基準や台風等の緊急時対策もプロジェクトベースで適切に計画されている。また、リスク評価・管理の実務に係る環境社会責任方針(ESR 方針)を定め、その中でシニアマネジメント、マネージャー、監督者、及びスタッフ等の責務が明確に定められている。

このように厳格なデューデリジェンスと案件監理におけるリスク管理が徹底されている結果として、当社が開発・運営している発電事業所において、評価の時点で係争その他問題が発生しているサイトは1か所もないことをJCRはヒアリングで確認している。

### c. SDGs との整合性について

本プロジェクトは再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



#### 目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

**ターゲット 7.1.** 2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。

**ターゲット 7.2.** 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



#### 目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

**ターゲット 13.1.** すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

<sup>7</sup> EHS ガイドライン（総論）では、環境、健康、安全に係る全セクター共通に起こり得る問題点について横断的な情報を含んでいる。

## 評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状及びそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充度が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

### 1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性及び透明性

#### (1) 評価の視点

本項では、グリーンボンドまたはグリーンローンを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### a. 目標

当社は、アジア太平洋地域でトップレベルの再生可能エネルギー開発業者として、地球環境の保全に貢献することを目指している。また、2012年の創業以来、当社は環境、社会、ガバナンス（ESG）基準を投資戦略に織り込み、事業活動を推進している。当社では、ESGへの配慮が、当社の全てのプロジェクトの開発、建設、運営の根本であると認識している。当社は、IFCパフォーマンス基準、世銀環境社会基準及び国連人権宣言に準拠して事業活動を行っている。本フレームワークに定められたグリーン適格プロジェクトは、当社の主要な事業活動そのものであり、当社の経営目標と整合的であると判断される。

##### b. 選定基準及びプロセス

###### <選定基準とプロセスにかかる本フレームワーク>

当社の適格クライテリアは、CBIの適格基準を参照しており適切であるほか、IFCパフォーマンス基準に基づき環境社会面における適切な配慮を行うチェック項目を設け、発生し得るネガティブな影響の可能性を回避、管理、最小化するよう努めている。

当社は、グリーンファイナンス・フレームワークの監督、モニタリング機能として、サステナビリティ委員会を設立している。当委員会は、業務部、ESG/サステナビリティ部、財務部の代表から構成されている。プロジェクトが適格性を有するかどうかの判断は、上記3部門すべての賛成が必要である。

投資委員会は、プロジェクトの選定について事前承認を環境影響評価、財務モデル及びデューデリジェンスに基づき行う。投資委員会は、ESGクライテリアを事前に選定したプロジェクトが遵守しているか否かの審査をする。この事前スクリーニングに沿って、財務部は投資決定のサポートを通常の当社の資金調達プロセスに従って実施する。

投資委員会の承認後、サステナビリティ委員会は上記に定義した通り、プロジェクトがフレームワーク、適格クライテリアに則っているかをチェックし、適格プロジェクトに分類する。サステナビリティ委員会は、当該プロジェクトの最終選定を検証する。

今後グリーンボンドまたはグリーンローンによって資金がファイナンスされるプロジェクトについては、サステナビリティ委員会が資金使途の条項に即しているか監督する。サステナビリティ委員会はレポートの適切性についても監督することとされている。



## <本フレームワークに対する JCR の評価>

当社は、投資委員会に加え、今年度からサステナビリティ委員会を立ち上げ、グリーンファイナンスに関連する業務の監督を包括的かつ独立して実施することとしており、グリーン適格プロジェクトの選定基準とプロセスについて、有効な内部統制構造を構築しているといえる。

なお、当社のグリーンファイナンスに係る目標、選定基準、プロセスは、債券発行時には発行登録追補書類等における概要で開示すること、さらに当社のグリーンファイナンス・フレームワークの公表が予定されており、投資家に対する透明性は確保されている。

## 2. 資金管理の妥当性及び透明性

### (1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、本フレームワークのもとで調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本フレームワークのもとで調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

#### <資金管理に係る本フレームワーク>

- a 当社は、グリーンボンド又はグリーンローンで調達した資金を、専用の口座を開設して管理している。
- b 資金が全て充当されるまで、口座の残高は定期的に追跡管理がなされる予定である。
- c 未充当資金は全額充当されるまで、財務部によって現金または同等物で管理の予定である。
- d 調達した資金は、グリーン適格プロジェクトに新規投資又はリファイナンスする予定である。リファイナンスに際してのロックバック期間は 36 か月と定めている。
- e 万が一適格プロジェクトに想定外の事態が発生し、投資を引き揚げた場合、当社はグリーン適格プロジェクトとグリーンボンド・ローンのネット残高を同額に維持するため、新たなグリーン適格プロジェクトに再投資するか、グリーンボンド又はグリーンローンの一部償還・返済を行うこととしている。
- f グリーンファイナンス専用口座の入出金は適切に帳簿管理され、償還まで保管される。
- g 資金管理の状況については、SPO プロバイダー等の第三者機関によって、適切に監査がなされる予定である。

#### <本フレームワークに対する JCR の評価>

当社では、グリーンボンド又はグリーンローンで調達した資金を別口座で管理することで、グリーン適格事業以外の資金用途と明確に管理が分けられている。また、口座の入出金記録を使って追跡管理が確実に行われることから、透明性の高い管理方法であると JCR では評価している。

また、グリーンファイナンスによって調達された資金の対象資産に対する充当状況は、第三者による監査の対象となっており、適切に保管される体制となっているほか、仮に一部のグリーンプロジェクトから投資を引き揚げた場合には新たなグリーンプロジェクトに再充当するか、或いは、グリーンボンド・ローン残高の減額によりバランスを維持する予定としているなど、償還期間までの資金管理体制が明確に規定されている。

JCR では、上記の確認の結果、当社の資金管理の妥当性及び透明性は高いと評価している。

### 3. レポーティング体制

#### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを参照して発行または実行が行われるグリーンボンドおよびグリーンローンの発行または実行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### <レポーティング体制に係る本フレームワーク>

###### (資金充当状況レポーティング)

資金の充当状況については、グリーンボンドまたはグリーンローンで調達した資金が全額充当されるまで、下記内容について年 1 回、ウェブサイト上等で公表予定であるほか、第三者による監査を年 1 回受ける予定。

- 資産タイプ別、プロジェクトの詳細を含む資金充当レポート
- 国別の分布
- 開発・運営フェーズに係る情報を含むグリーンボンド/ローンの新規投資又はリファイナンス対象プロジェクトの加重平均年数
- 資産分類別事業規模 (MW)
- 年間総稼働時間数
- 資金使途の対象となったプロジェクト例 (年月、所在地、分類、進捗状況)

###### (インパクトレポーティング)

当社は、グリーンボンドまたはグリーンローンで調達した資金が全額充当されるまで、以下の主要パフォーマンス指標 (Key Performance Indicators) を各資産分類別に公表予定である。

- 設置した定格容量 (MW)
- 年間 GHG 削減量 (CO<sub>2</sub> トン換算)
- 年間再生可能エネルギー発電量 (MWh)
- 電力供給世帯数

##### <本フレームワークに対する JCR の評価>

###### (資金充当状況レポーティング)

資金充当状況レポーティングについて、国別、資産別に詳細な充当状況のレポーティングが予定されている。インパクトについても、定格容量と発電実績のほか、電力供給により裨益する世帯数についてもインパクトの公表が予定されている。これらの開示項目及び開示の頻度は、グリーンボンド原則、グリーンローン原則及びグリーンボンドガイドラインに照らし、適切であると JCR では評価している。



## 4. 組織の環境への取り組み

### (1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンファイナンス調達方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

当社は、再生可能エネルギーの開発運営事業に特化した事業会社として、地球環境保全に貢献することを経営の重要な方針とし、アジア太平洋州地域における事業の拡大を図ってきた。当社は 2012 年の創立以来、ESG への配慮を投資方針及び事業開発、資産管理の各段階で取り入れている。その際には、IFC Performance 基準や世銀グループの環境健康社会配慮ガイドライン等の国際的な基準に準拠した環境社会責任方針（“ESR 方針”）を策定し、実際のオペレーションにおける方針と手続きを定めている。

ESR 方針は以下の目的達成を目指している。

- 関連法令の遵守
- 天然資源の有効活用と、可能な限りの環境保護
- GHG 排出量の削減
- ILO の国際労働基準及び国連の世界人権宣言の遵守
- 事業活動に伴う周辺社会への適切な配慮
- プロジェクトの環境、従業員及びステークホルダーに対するポジティブなインパクトを最大化し、ネガティブなリスクを最小化すること

上記目的を達成するため、実際の投資判断に際しては、投資除外リストを設けているほか、環境・社会配慮に係るコンサルタントを雇用し、ESMP の一環としてリスク評価及び改善計画実行を支援してもらっている日々の環境安全社会配慮に関しては、各国の HSSE マネージャーが管理している。また、当社の規定上、中程度 (moderate)、大 (major)、重大 (material) と思われる事故が発生した場合には、すぐにその情報がチーフ・リスク・オフィサー、HSSE グループ長及び法務担当役員を含むグループ、地域、国別のシニア・マネジメントレベルに報告される。また、24 時間以内に、事故の詳細が国別事故報告ポータルで全社に共有され、10 日以内に調査報告書と原因究明・改善計画が評価・改善計画を所管する CEO に提出されることとなっている。

ESR 方針では、シニアマネジメント、スタッフ及び請負業者、マネージャー及び管理責任者がグリーンプロジェクトにおける環境社会配慮や問題が発生した際の対応における責務（実施、モニタリング、レポート）が明確に定められている。

以上から、JCR は、当社の経営陣が環境問題を重要度の高い優先課題として位置付けているほか、各国に配置された現地法人の主導により各プロジェクトの運営において環境社会配慮がなされていることを確認した。また、当社では必要に応じて、グリーンファイナンス調達方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定、開発、運営の各段階に応じて、多様な外部専門家を活用していることを確認した。当社の環境への取り組みは、事業活動そのものが環境保全に貢献するものであることに加え、事業実施に際して発生し得る環境社会面への負の影響の恐れを最小化するための手立てが十分にとられていると評価している。

## ■評価結果

評価対象のフレームワークは、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス評価」を“Green1(F)”とした。また、本フレームワークは、グリーンボンド原則、グリーンローン原則及び環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

## ■評価対象

発行体/借入人：Vena Energy

### 【新規】

対象	評価
グリーンファイナンス・フレームワーク	JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 : Green 1(F) グリーン性評価 : g1(F) 管理・運営・透明性評価 : m1(F)

(担当) 梶原 敦子・梶原 康佑

## 本件グリーンファイナンス・フレームワーク評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制及び透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「グリーンファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR のグリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものも、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価の対象であるグリーンボンドにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンボンド評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

### ■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会が定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル